

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和5年4月28日教育研究評議会申合せ)

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ（平成16年4月14日教育研究評議会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
4 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号により選出された教授候補者1人を評議会に推薦するものとする。		4 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号により選出された教授候補者1人を評議会に推薦するものとする。	
(1) 委員会は、選考した3人以内の教授候補者を、学長、副学長及び下表に定める区分ごとの教授により構成される教授候補者選考協議会（以下「協議会」という。）に諮り、意向を聴取するものとする。ただし、評議会が必要と認める場合には、教授の中から構成員を追加することができる。		(1) 委員会は、選考した3人以内の教授候補者を、学長、副学長及び下表に定める区分ごとの教授により構成される教授候補者選考協議会（以下「協議会」という。）に諮り、意向を聴取するものとする。ただし、評議会が必要と認める場合には、教授の中から構成員を追加することができる。	
教授候補者の区分	選考協議会構成員	教授候補者の区分	選考協議会構成員
医学科の講座	医学科の講座，病院に置かれる部署及びセンター等の専任教授	医学科の講座	医学科の講座，病院に置かれる部署， <u>入学センター，教育センター，保健管理センター，先進医工学研究センター，研究推進本部及び地域共生医育統合センター</u> の専任教授
病院に置かれる部署	医学科の臨床医学系講座，病院に置かれる部署の専任教授	病院に置かれる部署	医学科の臨床医学系講座，病院に置かれる部署の専任教授
看護学科	看護学科の専任教授	看護学科	看護学科の専任教授
学科目	学科目の専任教授	学科目	学科目の専任教授
上記以外	評議会で指名された教授	上記以外	評議会で指名された教授

(略)

附 記

この申合せは、令和5年4月28日から実施する。

【改正理由】

本学の組織改正に伴い、所要の改正をおこなうものである。

(略)